

給付請求のオンライン手続き開始に際するご連絡

日頃より福祉はぐくみ企業年金基金をご利用くださりありがとうございます。

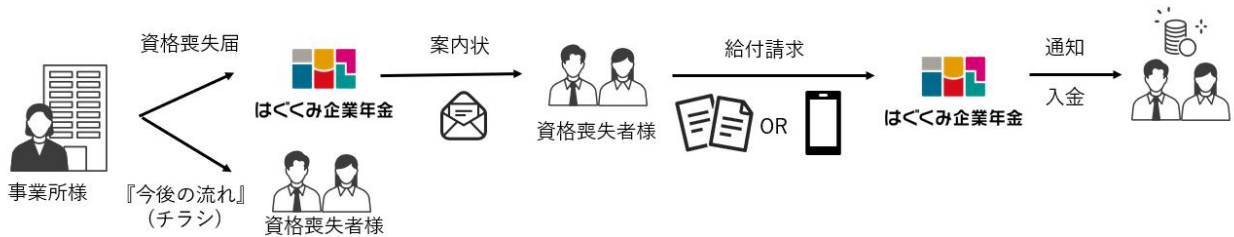
先般よりご案内しております給付請求のオンライン手続きの開始に際し、下記の通りご連絡申し上げます。

■ オンライン手続きに関する概要

詳細は先月1月に電子連携サービスより配信したご案内資料、または[基金HPのお知らせ](#)をご確認ください。

- ☑従来の「**書面郵送手続き**」に加えて、「**オンライン手続き**」も可能となった
- ☑スマートフォンで手続きが完了でき、資格喪失者様や事業所様のご負担軽減やスムーズな給付請求が期待できる
- ☑原則、書面郵送手続きと同様に「**脱退一時金受取**」や「**繰り下げ**」等の**手続きが可能**（一部対象外あり）
- ☑**2025年1月18日（土）以降に提出された「資格喪失届」の該当者**より、オンライン手続きの対象となる

■ 給付請求の流れ



■ ご対応いただくこと

事業所様	資格喪失者様
1. 資格喪失届を所定の期日までにご提出ください。 2. 資格喪失者様へ「 今後の流れ 」をお渡しください。	「書面郵送」または「オンライン」のうち いずれか一方の手続き方法にてご請求ください。
「資格喪失届」のご住所は、その後基金から資格喪失者様へご郵送する「案内状」のあて先となりますので、正確なお届け出のご協力をお願いいたします。	案内状の発送まで、お時間がかかることがありますので 案内状が届く前に「書面郵送」にてお手続きいただくことも可能です。

■ 【新着情報】基金事務局より資格喪失者様へお送りする『案内状』の発送について

①案内状発送の目安

⇒原則として「**資格喪失日**」を経過し、かつ「**資格喪失届**」が正しく提出されてから**2～3週間程度**

※ただし「資格喪失届」の提出が当月の事務締め切りを過ぎた場合は、翌月の事務処理となります。

②初回の案内状発送時期について

⇒**2月14日（金）より発送開始予定です。**

※案内状は資格を喪失された方へ一律にお送りします。すでに書面郵送手続きを済まされた場合は再度の請求は不要の旨を案内状へ記載しております。